

令和5年7月10日

## ひょうご消費者ネットと阪神興業株式会社との間で差止請求 に関する協議が調ったことについて

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

### 記

#### 1. 協議が調ったと認められるものの概要

##### (1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット（以下「ひょうご消費者ネット」という。）が、阪神興業株式会社（以下「阪神興業」という。）に対し、同社が使用する入学申込書の「誓約事項」にある「納入した諸費の返還請求はいたしません」という条項について、以下のとおり消費者契約法<sup>(※)</sup>第10条により無効であるとして、改訂を求めた事案である。

##### (理由)

阪神興業と消費者との間の受講契約は、準委任契約であり、民法上は当事者がいつでも契約を解除できると解されるところ（民法第651条、第656条）、阪神興業が消費者との間で「納入した諸費の返還請求はいたしません」との契約条項を設けた場合、実質的には、契約解除を認めないこと又は教習料金の未受講分を違約金として没収することと同様の扱いをすることを意味し、消費者契約法第10条が定める「公の秩序に關しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限」する「消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」に該当すると考えられる。

##### (※) 消費者契約法

（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

第十条 消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に關しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

（注）上記差止請求が行われた日現在の規定

## (2) 結果

ひょうご消費者ネットは、令和4年5月 12 日、阪神興業に対する申入れを開始した。

阪神興業は、同年6月8日、入学申込書の改訂について、ひょうご消費者ネットの申入れのとおりに対応する旨を回答し、同年11月15日、ひょうご消費者ネットに対して改訂後の入学申込書を送付した。

ひょうご消費者ネットは、令和5年1月 30 日、入学申込書が是正されたことを確認し、申入れを終了した。

### 2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット（法人番号 1140005004477）

### 3. 事業者等の氏名又は名称

阪神興業株式会社（法人番号 3140001016648）

### 4. 当該事案に関する改善措置情報<sup>(※)</sup> の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

#### 【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9165

URL：[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/index.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html)